

1 運出スルコトハ更ニ午後委員ヲ決定シタルモ 運

2 勤ノ都合上該委員ノ氏名ハ公承セザルコトセリ

3 而シテ委員ニ派遣シタル四名ノ交渉委員ハ労働守警

4 両課長ト合見ニタルモ会社側ハ該委員ハ解雇者全

5 部ノ代表者ニアラス且又団体組合等ノ代表トハ全

6 然面該ノ必要ナルハ然ルニ被解雇者個人ノ意

7 見ハ一應取ルルモコレ又果シテ容レラル、ヤ絶対

8 保証サレ難シトモ其終退所シ之ヲ協議合ニ報告ス

9 20 此所アリタリ

10 尚聯合会主席等ハ議長席ヨリ終始該協議会ヲ